

福岡県ワンヘルス推進基本条例に係る活動及び事業実態調査 業務委託仕様書

本仕様書は、「福岡県ワンヘルス推進基本条例に係る活動及び事業実態調査」の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1 委託業務名

福岡県ワンヘルス推進基本条例に係る活動及び事業実態調査業務

2 業務目的

県が「福岡県ワンヘルス推進基本条例」の基本方針に基づき、ワンヘルスの取組みを推進するにあたって必要となる以下の情報収集及び調査を行うもの。

- (1) ワンヘルスの推進には、行政のみならず、民間における取組みも必要となる。そこで、県内におけるワンヘルスに係る活動を行う民間団体について、調査を行い、県が行うべき民間団体との連携や支援の在り方について検討するための基礎資料を作成するもの。
- (2) ワンヘルスに係る取組みを行う自治体に対する調査を行い、県が取り組むべき事業について検討するための基礎資料を作成するもの。

3 委託期間

契約締結から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 民間団体に対する調査

i) ワンヘルスに係る活動を行う団体に関する調査

別表1に掲げる活動を行う県内民間団体の概要（名称、構成人数、活動内容、活動実績（県との連携事業等を含む）、その他参考事項）について、インターネット等を利用の上調査する。

ii) ワンヘルスに係る活動を行う団体へのアンケート調査

i) により調査した団体及び県が既に把握している団体のうち、県が選定した約500団体に対し、アンケート調査を行う。

なお、アンケートについては、その内容を県と協議の上作成する。

(2) 全国自治体に対する調査

i) ワンヘルスに係る事業を行う自治体のインターネット調査

別表2に掲げる事業の全国自治体の実施状況及びその概要（実施主体、事業名、実施期間、内容、結果）について、インターネット等を利用の上調査する。

ii) ワンヘルスに係る事業についてのアンケート調査

全国自治体あてに、別表2に掲げる事業の実施状況に関するアンケート調査を行う。

なお、アンケートについては、その内容を県と協議の上作成する。

4 調査結果の提出方法及び期限

・調査結果については、その情報を集計し、評価した上で、電子データにて県へ提出する。

・3(1) i) 及び(2) i) については、8月上旬を目途に提出する。

・3(1) ii) 及び(2) ii) については、アンケート開始3ヶ月後を目途に提出する。

5 業務完了報告

全ての業務完了後、実施した業務内容の詳細を記した業務完了報告書を提出する。

6 留意事項

(1) 事業の進め方、実施時期、内容等については、県と協議を行うこと。

(2) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて遵守すること。

(3) 提案にあたっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。

(4) 業務運営にあたって第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 業務の各過程においては、県と十分な協議、連携の上、行うこと。

別表 1

項目	概要
ワンヘルス	ワンヘルスの推進に関連する活動
人獣共通感染症対策	人獣共通感染症対策に関する事業
薬剤耐性菌対策	薬剤耐性菌対策に関する事業 ※ 薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン 2016-2020 (平成 28 年 4 月 5 日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議) 参照 (表 1.1 の 6 分野ごとに調査)
環境保護	大気汚染対策、水土環境保全対策、地球温暖化防止対策、循環型社会の推進、廃棄物対策、生物多様性の保全等に関連する活動
野生動物との棲み分け	野生動物の管理、里山の保全、鳥獣被害対策等、野生動物との棲み分けに係る活動
愛玩動物等の各分野における活用	・動物介在療法、動物介在活動、アニマルセラピー、ホースセラピー等、人の健康 (身体その他、精神、社会的なものを含む) の増進及び保護等に愛玩動物等を活用する活動
動物を含めた災害時の避難、救護	・災害時の愛玩動物等の救護や愛玩動物との避難の推進に関連する活動 ・災害救助犬等、人の生命の保護に愛玩動物等を活用する活動
健康づくり	・身体的、精神的、社会的な健康づくりに関連する活動
スポーツ等を行う生活環境の整備	・自然環境の中でスポーツ等の健康づくりを行うために、生活環境の整備を推進する活動
安全な農林水産物の生産	・GAP の推進、農薬の適正使用推進等の活動 ・食の安全安心に関連する活動
人に有益な細菌の活用	・乳酸菌、納豆菌等、人の食や健康に有益な働きをする細菌に関連する活動
食育の推進	食育の推進に関連する活動
食における環境負荷の低減	・農林水産物等の生産段階における環境負荷低減に関する活動 ・食の消費段階における環境負荷低減に関する活動

別表 2

項目	概要
ワンヘルス	ワンヘルスの推進に関連する事業
人獣共通感染症対策	人獣共通感染症対策に関する事業
薬剤耐性菌対策	<p>薬剤耐性菌対策に関する事業</p> <p>※ 薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン 2016-2020 (平成 28 年 4 月 5 日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議) 参照 (表 1.1 の 6 分野ごとに調査)</p>
愛玩動物等の各分野における活用	動物介在療法、動物介在活動、アニマルセラピー、ホースセラピー等、人の健康 (身体その他、精神、社会的なものを含む) の増進及び保護等に愛玩動物等を活用する活動に関連する事業
動物を含めた災害時の避難、救護	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の愛玩動物等の救護や愛玩動物との避難の推進に関連する事業 ・災害救助犬等、人の生命の保護に愛玩動物等を活用する活動に関連する事業
スポーツ等を行う生活環境の整備	・自然環境の中でスポーツ等の健康づくりを行うために、生活環境の整備を推進する事業
人に有益な細菌の活用	・乳酸菌、納豆菌等、人の食や健康に有益な働きをする細菌に関連する事業
団体との連携・支援	別表 1 に係る活動を行う民間団体との連携・支援事業